

# 申請ガイドラインについて

**松本市ふるさと起業家支援事業補助金の  
申請ガイドラインです。**

**本ガイドライン及び補助金交付要綱を  
よく読んでからご応募ください。**

# 本制度の目的

地域活性化に資する

新しいビジネスに挑む事業を

ふるさと納税で支援

# 制度概要

起業家

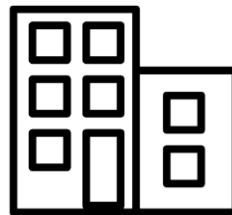
長野県松本市

寄附者



①地域活性化に資する  
事業を起案

②審査及びふるさと納税へ掲載



③応援したい起業家に  
ふるさと納税をする



④ふるさと納税を財源に補助

- ・定期的に事業報告
- ・リターン品は任意

補助金額



(1)寄附された額の中から  
経費を除いた額を補助



(2)上乗せ補助  
※1,2

※1 (1)と同額で上限100万円

※2 設備費(施設整備費、機械装置費、備品費)のみ対象

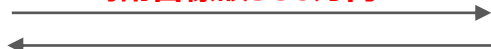
# 制度概要：例

※これは一例としてわかりやすく記載していますのでご理解ください。

起業家



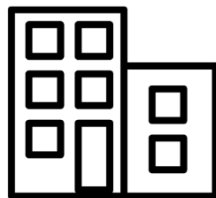
①地域資源を活用した  
商品開発で起業  
**寄附目標額300万円**



④ふるさと納税を財源に補助

- ・定期的に事業報告
- ・リターン品は任意

長野県松本市



**手続き経費60万円**

②審査及びふるさと納税へ掲載

③応援したい起業家に  
ふるさと納税



**寄附金額300万円**

寄附者



## 補助金額

**240万円～  
340万円**



**(1)240万  
寄附金額 - 手続き経費**



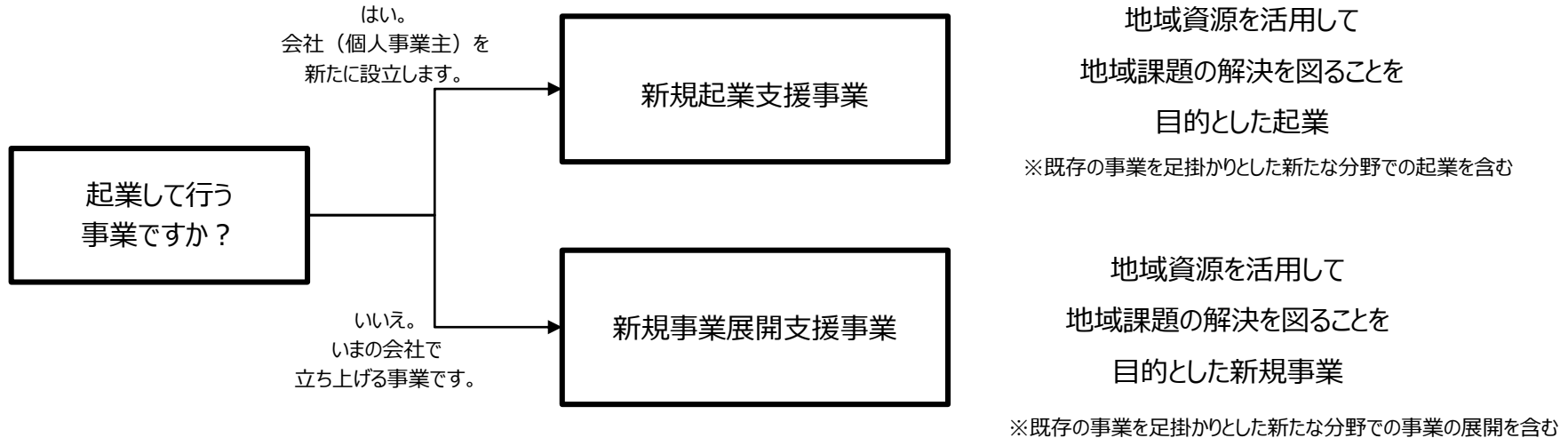
**(2)上乗せ補助  
※1,2**

※1 (1)と同額で上限100万円

※2 設備費(施設整備費、機械装置費、備品費)のみ対象

# 制度概要：対象となる事業

## 申請する事業区分の簡易フローチャート



### 対象外 となる事業

- ☒ 既存事業を拡大する事業
- ☒ 地域への影響が少ないと思われる事業

# 制度概要：チェックリスト

## 申請前に事業をチェック

- ☑ 安曇・奈川エリアで実施する事業ですか？
- ☑ 地域資源の活用もしくは地域課題を解決する事業ですか？
- ☑ 共感性が高くふるさと納税で寄附が見込める事業になっていますか？
- ☑ 商工会議所または商工会の経営指導は受けていますか？  
※事業計画書、収支予算書に関して、商工会議所または商工会の指導を受けましたか？
- ☑ 事業資金の総額の3分の1以上の自己資金は確保していますか？
- ☑ 起業または新規事業ですか？（既存事業を拡大する事業ではありませんか？）
- ☑ 国や地方自治体など他の補助金・助成金の対象となっている事業経費は含まれていませんか？  
（事業の重複は可能ですが、経費単位での重複は不可です）
- ☑ 市税の滞納はありませんか？

# 制度概要：対象経費

区分		内容
1 設備費	施設整備費	建物、建物附属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費（用地取得経費を除く。）
	機械装置費	機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入、リース及びレンタルに係る経費
	備品費	備品の購入、リース及びレンタルに係る経費
2 事業費	報償費	専門家謝金等
	旅費	従業員旅費、専門家旅費等
	消耗品費	消耗品（用紙、文具、雑品等）購入費等
	手数料	許可取得や行政書類の申請にかかる費用等
	広告料	広告宣伝、販売促進等の広告費等
	使用料及び賃借料	事務所・店舗等の借上料、イベント会場の使用料等
	原材料費	資材購入費等
	委託料	業務の委託に要する経費
	その他	市長が必要と認める経費

# 制度概要：対象“外”経費

## ①用地取得費

- 建物や施設の整備に関連する費用の中でも、**土地の取得にかかる費用は補助対象外**です

## ②人件費

- 自社の役員・従業員・アルバイトなど雇用している方の**人件費は対象外**です

## ③特定の事業に関する経費

- 宗教的活動や政治的活動を目的とする事業に関する経費
- ネットワークビジネス（連鎖販売取引）に該当する事業に関する経費
- 法令等で活動内容が規定されている事業（例：介護保険事業）に関する経費
- **市外で主な効果が生じる事業**に関する経費
- **市長が不適當と認める事業**に関する経費

## ④補助金の二重受給

- 他の補助金や助成金の対象となっている経費については、重複して補助を受けることはできません

## ⑤税金の滞納がある場合

- **市税などを滞納している場合**は、補助金の交付対象外となります。

# 制度概要：上乗せ補助

## 上乗せ補助条件

- 上乗せ補助額は **最大100万円**まで
- ただし、**基本の補助額を超えない範囲内**での交付

## 対象となる経費

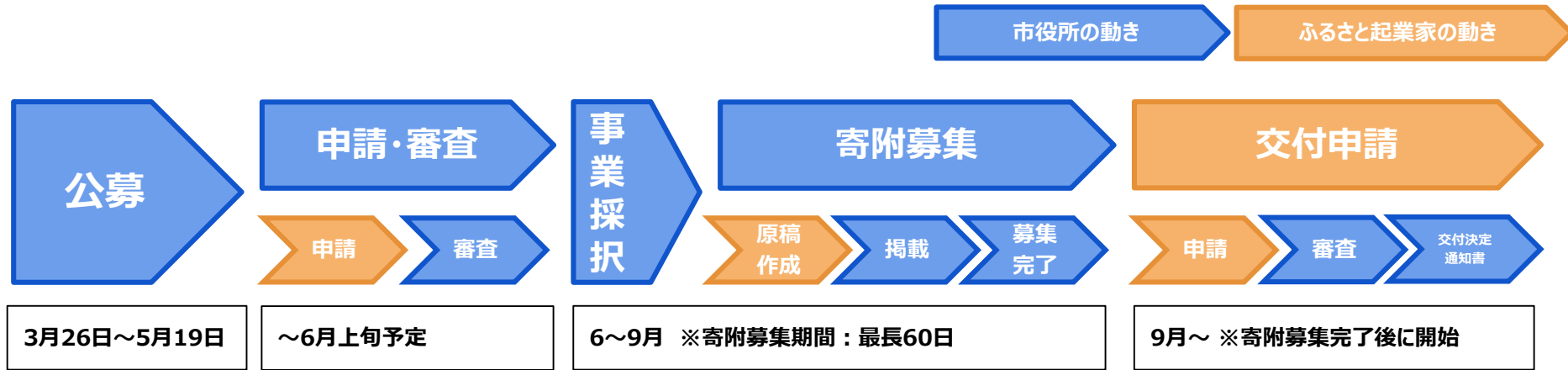
①施設整備費※

②機械装置費※

③備品費※

※経費詳細は「制度概要：対象経費」ページ参照

# 事前準備～実施終了までの流れ



# 申請概要

## 申請期間

3月25日(水)～5月19日(火)

## 申請方法

任意での事前相談 → 申請資料の準備 → 申請

## 申請窓口

松本市役所 総合戦略局 アルプスリゾート整備本部 推進担当

長野県松本市安曇1061番地1

電話：0263-94-2307 / E-mail：alpsresort@city.matsumoto.lg.jp

**申請資料一式をメールにて提出ください**

# オンライン説明会

申請を検討している方向けに、以下の日程でオンライン説明会を実施  
補助制度の説明や、質問タイムを設ける予定

4月 9日(木) 午後7時～8時

4月15日(水) 午後7時～8時

4月23日(木) 午後7時～8時

5月 8日(金) 午後7時～8時

※すべて同じ内容



参加を希望する方は、以下のURLもしくはQRコードより申し込みください  
<https://logoform.jp/form/N7tm/957858>

# よくある質問

質問: 補助金の目的は何ですか？

答え: 安曇・奈川エリア経済の活性化と雇用促進のため、地域課題解決を目指す安曇・奈川エリアでの起業や新規事業を支援します。[第1条]

質問: 「起業」とは何を指しますか？

答え: 市内での開業届提出による事業開始、会社等の設立による事業開始、または定款上の事業廃止後の市内での新業種開始です。[第2条第1号]

質問: どのような事業者が対象ですか？

答え: 市内に住所または主たる事業所を有する個人・法人等で、一定の要件を満たす者です。[第3条]

質問: どのような事業が対象“外”ですか？

答え: 宗教・政治活動目的の事業、連鎖販売取引、法令で内容が規定された事業、主たる効果が市外の事業などです。[第4条]

質問: どのような経費が補助対象ですか？

答え: 施設・機械装置・備品などの設備費や、報償費、旅費、消耗品費、広告料などの事業に必要な費用です。[第5条、別表2]

質問: 補助金の額はどのように決まりますか？

答え: ふるさと納税による寄附額から募集経費を引いた額の範囲内で市長が決定します。設備費には上限100万円の加算もあります。[第5条第2項、第3項]

質問: 認定された事業内容を変更したい場合は？

答え: 変更承認申請書、変更後事業計画書及び変更後収支予算書を提出し、市長の承認が必要です。[第10条]

質問: 認定はどのような場合に取消されますか？

答え: 要綱違反、不正な手段による認定、事業中止、滞納などがあった場合です。[第11条]

質問: 事業完了後、何を報告する必要がありますか？

答え: 実績報告書に実施内容や収支決算や帳簿書類などを添えて報告します。[第14条]